

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
塵埃処理（生ごみ）	作 成	令和 7年2月19日
	変 更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	北熊本駐屯地業務隊補給科

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊北熊本駐屯地隊員食堂（以下「官側」という。）における塵埃処理について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

塵埃処理に係わる契約を締結する者

b) 受託者

塵埃処理の契約を請け負う者

2 役務に関する要求

2.1 実施場所

陸上自衛隊北熊本駐屯地隊員食堂

2.2 役務の概要

北熊本駐屯地隊員食堂で発生した生ゴミの収集

2.3 役務の実施期間・回数

令和7年4月1日～令和8年3月31日毎週（月・水・金の0700～0830の間）3回

2.4 本役務の留意事項

- a) 塵埃処理において、作業現場の風紀・衛生管理上、収集後は積み残しの無いように十分注意を払うものとする。（一度に積み込み出来ない場合は、再度積み込みに来るものとする。）
- b) 収集する事業ゴミの種類は、生ゴミとする。
- c) 北熊本駐屯地隊員食堂から収集した塵埃の量が確実に計量できるものとする。
- d) ごみ収集日は、毎週（月・水・金）曜日とする。なお、収集予定日が祝祭日の場合は官側の糧食班長と調整し収集するものとする。
- e) 運搬については、糧食班（可燃物）と同一車両を利用するものとする。
- f) 不明な事項は官側の糧食班長と調整の上、実施するものとする。
- g) 運搬経路及び収集場所等の変更がある場合はその指示に従うものとする。
- h) 万が一、事故が発生した場合は、官側はその責任を一切負わないものとする。

2.5 収集場所

別図「北熊本駐屯地隊員食堂生ゴミ集積場所」に示す。

2.6 予定数量

別紙1「塵埃処理収集予定内訳表」に記載、詳細は別紙2「塵埃処理収集内訳実績表」参照

3 その他の指示

3.1 保 全

保全是、次による

- a) 駐屯地立ち入りに際しては、当該駐屯地所定の立ち入り手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとする。
- c) 受託者は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。



3.2 安全管理







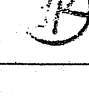
受託者は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対して注意喚起をするものとし、安全管理を徹底するものとする。

3.3 仕様書等に関する疑義

受託者は、この仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部についての疑義を生じた場合は、官側の糧食班長の指示を受けるものとする。

北熊本(R7)塵埃処理

総務科長	
担当者	

件名	北熊本(R7)塵埃処理												
図名	表紙												
業務隊長		管理科長		営繕班長		企画主任		管財		施設管理		設計	
所属	北熊本駐屯地業務隊管理科							縮尺	-				
作成年月日	令和7年2月25日							図面番号	1/4				

仕 様 書

- 1 件 名：北熊本(R7)塵埃処理
- 2 実施場所：熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17番1号
陸上自衛隊北熊本駐屯地内
- 3 概 要：北熊本駐屯地で発生した事業所ごみの収集運搬処理を実施する。
- 4 期 間：令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 5 一般事項
 - (1) 本役務は、本仕様書及び図面により実施するものとする。
 - (2) 収集する塵埃の種類は可燃物・資源ごみ・不燃物とし、可燃物以外のごみは効率的な量ごと収集する。収集予定日が祝祭日の場合は、係官と調整し別日を設定収集するものとする。
 - (3) 塵埃処理において、作業現場の風紀・衛生管理上、収集後の積み残しの無いように十分な注意を払うものとする。(一度に積み込みが出来ない場合は、積み込みを別途再行するものとする。)
 - (4) 自衛隊から収集した塵埃の量が確実に計量できるものとする。(特に自衛隊以外のものと混載する場合)
 - (5) 運搬経路及び収集箇所等の変更がある場合はその指示に従うものとする。
 - (6) 不明な事項は係官と調整の上、実施するものとする。
 - (7) 万が一事故が発生した場合は、官側はその責任を一切負わないものとする。
- 6 年間収集予定量

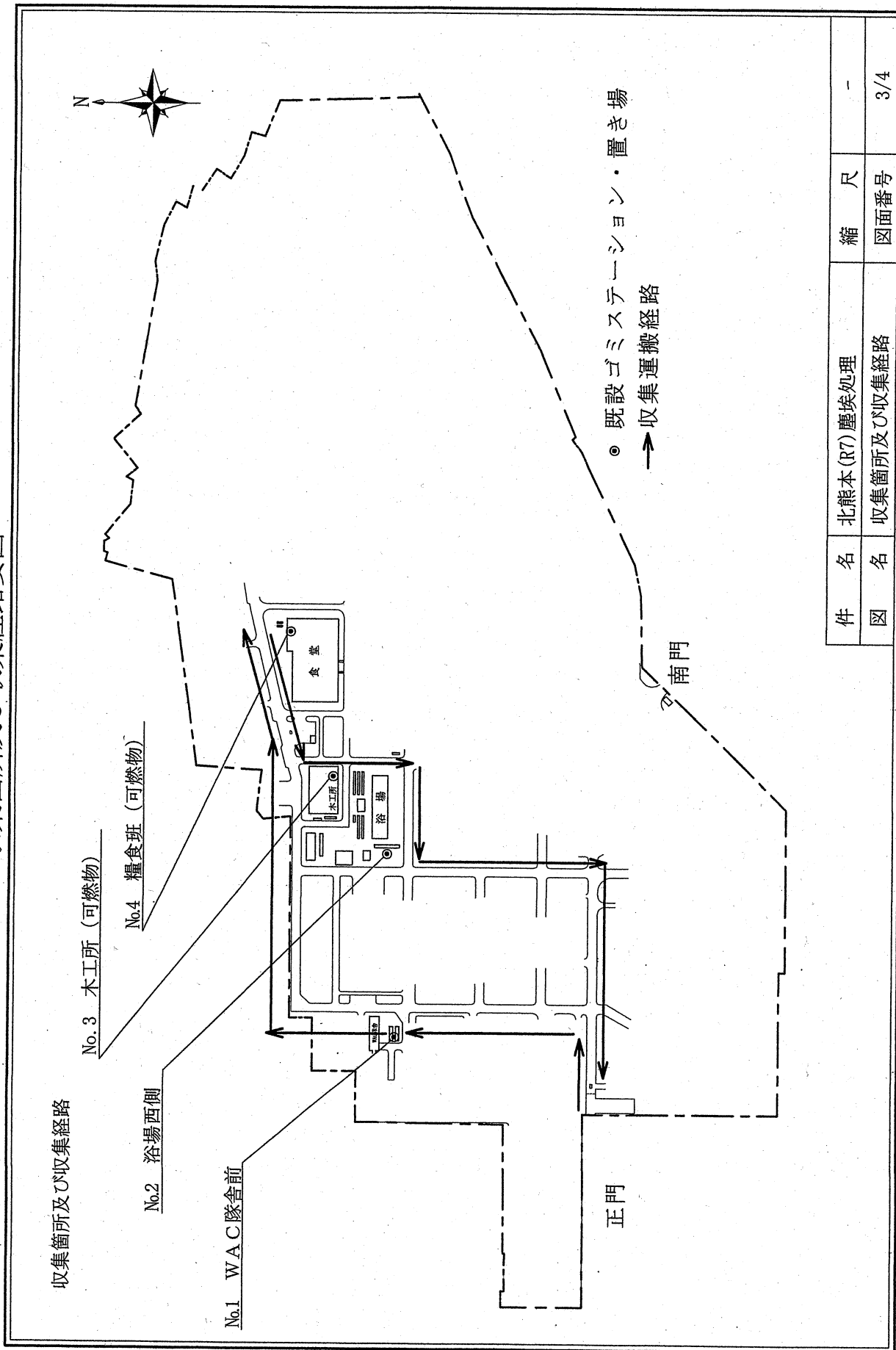
区 分	予定数量	収集曜日等	備 考
可 燃 物	280,000 k g	毎週 月・水・金	
資源ごみ	15,000 k g	一ヶ月2回程度	
ペットボトル、プラ等		一ヶ月2回程度	
運 搬 費	280台		

※ シュレッダー屑、ダンボール、新聞雑誌類は収集しないこと。

- 7 収集箇所及び収集
別紙第1「収集箇所及び収集経路要図」
- 8 細部収集箇所
別紙第2「細部収集箇所」

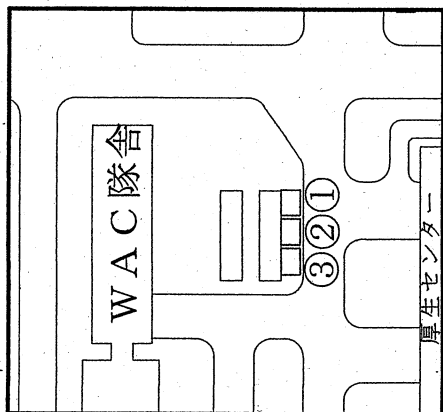
件 名	北熊本(R7)塵埃処理	縮 尺	-
図 名	仕様書	図面番号	2/4

収集箇所及び収集経路要図



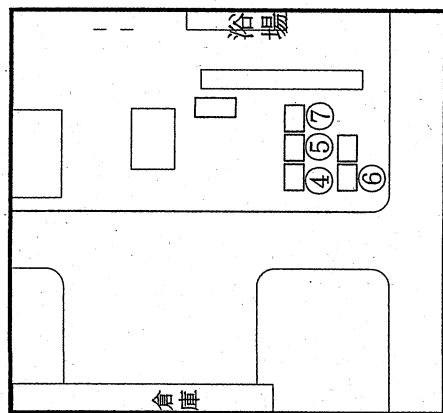
件名	北熊本 (R7) 塵埃処理	縮尺	-
図名	収集箇所及び収集経路	図面番号	3/4

細部収集箇所



No.1 WAC 隊舎前

①のボックス (可燃物)

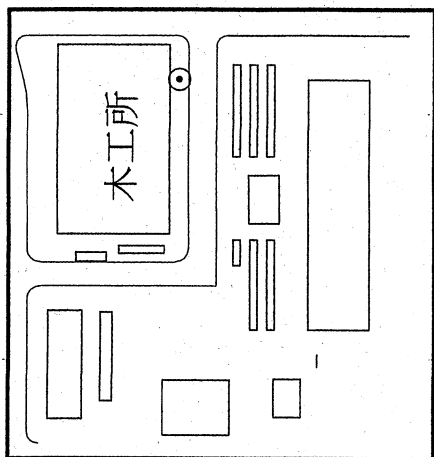


No.2 浴場西側

④のボックス (可燃物)

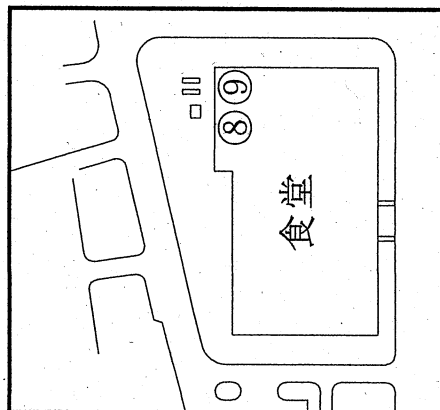
⑤のボックス (ペットボトル・プラ等)

⑥のボックス (ビン・缶)



No.3 木工所

◎ (可燃物)



No.4 食厨

⑧ボックス (可燃物)

⑨ボックス (生ごみ) 運搬のみ

件名	北熊本(R7)塵埃処理	縮尺	-
図名	細部収集箇所	図面番号	4/4